

第196回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

令和7年4月17日（木）

沖縄総合事務局

# 第196回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和7年4月17日（木）11時00分  
場 所 沖縄総合事務局2階「共用会議室C」

## 出席者：

公益委員 上原委員、豊川委員、大城委員  
労働者委員 松本委員、柴田委員、大城委員  
使用者委員 角委員、桃原委員、亀谷委員

沖縄総合事務局 宇久田船舶船員課長、  
宜保課長補佐、  
桑江係員

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第195回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### (配付資料)

- 資料1. 第195回船員部会の議事録（案）  
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和7年3月分）  
資料3. 令和6年度卒業者進路状況一覧表（沖縄水産高等学  
校・宮古総合実業高等学校）

参考資料1. 令和7年度沖縄地方交通審議会船員部会構成委員名  
簿（事務局含む）

参考資料2. 令和7年度船員部会開催予定表

参考資料3. 船舶法施行細則の一部を改正する省令案に関する意  
見募集について

参考資料4. カボタージュ規制の概要

参考資料5. マルシップの概要

## **上原部会長**

定刻でございますので、第196回船員部会を始めさせていただきます。本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

## **事務局（桑江）**

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

## **上原部会長**

それでは、まず初めに、前回、第195回の議事録の承認を諮りたいと思いますが、お手元の議事録案をご確認いただき、何かご質問はございますか。

原案のとおり承認してよろしいですか。

～ 各委員より「はい」の声 ～

## **上原部会長**

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。質問は最後に受け付けたいと思います。

## **事務局（宜保補佐）**

令和7年3月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

### **●求人状況について**

新規求人数は4件でした。

新規求人における内訳としては、

ガット船に係る県内事業者1社より、機関士2名、

砂利運搬船に係る県内事業者1社より、クレーン士・ガット士1名、

警察用船舶に係る県内事業者1社より、航海士1名、

前月に比べ同数、また、前年同月に比べ8件減少となっております。

月間有効求人数は18件でした。

前月に比べ3件減少、また、前年同月に比べ29件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等16件、漁船2件となっております。

月末未済求人数は17件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は9名でした。

前月に比べ3名増加、また、前年同月に比べて6名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等7名、漁船2名となっております。

### ●新規求職した者の退職理由又は求職理由別内訳について

3月の新規求職者9名の退職理由は、自己都合が7名、海上勤務中の転職希望が2名となっております。

新規求職した者が所属していた会社所在地は、管内が3名、管外が6名となっております。

### ●求職状況について

月間有効求職数は20名でした。

前月に比べ5名増加、また、前年同月に比べて5名増加となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等15名、漁船5名となっております。

月末未済求職数は17名でした。

### ●成立状況について

3月の成立は1件でした。

### ●求人倍率について

3月の月間有効求人倍率は、0.90倍でした。

前月に比べ0.5ポイント減少、前年同月に比べ2.23ポイント減少となっております。

### ●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は0名、支給延べ件数は0件です。

以上、令和7年2月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

### 上原部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問などはございますか。

### 松本委員

よろしいでしょうか。5ページの失業等の給付金についてゼロ件と

いうことですけども、これは毎月ゼロなのかどうなのか。あまり申請する人がいないのかどうなのかをお伺いしたいというところと、あと9ページですが、60歳以上が35%を占めているというところで、この60歳以上で最高齢は何歳ぐらいなるか教えてもらえればなと思います。

**事務局（宜保補佐）**

5ページの失業等の給付者については、たまたまその月がゼロになつております。

**事務局（桑江）**

今、申請者の方が2名いますが、給付制限期間中で実際の給付はまだなのでここには載つてない形になっています。

**事務局（宜保補佐）**

9ページの60歳以上の最高齢につきましては、お調べして来月の船員部で報告します。

**上原部会長**

ありがとうございます。その他ありますか。

**角委員**

いよいよ月間有効求人倍率、1を切ってしまつてますが、これ実感としてどんな感じですか。沖縄総合事務局を通さずに求職・求人っていうのはあったりとかするとは思うので、この統計というのは一部だとは思うんですけども、現状としてこんな感じですかね。

**事務局（宜保）**

そうですね。毎年少し落ちる時期があると思います。ただし、今後の状況を見ながら判断になるかなと思っています。

**上原部会長**

よろしいでしょうか。その他ありますか。ないようですので、議事の3番、意見交換に移りたいと思います。何かございますか。

前回の部会から今回の部会までの間、新聞で鯨の保護の記事が何度か出ていると思いますが、実際今、どういう状況なのでしょうか。本当に7月に運航開始できるのかどうか。

**桃原委員**

久米島オーシャンジェットさんからは全く情報はなく、周りからちょっと情報を聞いたりはするのですが、まだ裏取りができないような状況でして、本当に7月に間に合うかどうかは未定です。

**柴田委員**

ちなみに、定期事業許可はまだですよね。

**事務局（宜保補佐）**

まだと聞いております。

**上原部会長**

船員のトレーニングはうまくいっているんですか。

**柴田委員**

どうなんでしょう。その辺は、総合事務局さんがしっかり確認していただく。この話はまたいろいろ聞いてみたいですね。

**松本委員**

要は訓練のほうもですね、目を光させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**上原部会長**

ありがとうございます。その他何か意見ありますでしょうか。

私から松本さんに質問ですが、北海道の船員部会とかの構成員だったとお聞きしていますが、北海道って広いじゃないですか。どういう感じで開催しているんですか。

**松本委員**

こんな感じですね。どうしても、広いと言いつつもどうしても札幌に近い人が選任されるような感じで、弁護士先生とか、社労士の先生とかが入っていただいて、大学の教授に入っていただいて、あとは漁船関係と我々労働者関係と。

**上原部会長**

内容もこんな感じですか。

**松本委員**

そうですね。一応、さっき質問したところなんかはある程度詳細に年代別でも。最近は結構高齢の船員さんがおられて、75歳とか超えられてもまだ船に乗っていて、生産労働人口が減っている中でやっぱり高齢の船員に頼らざるを得ないっていうのも分かりはするんですけど、船員という特殊性を持っている。今は沖縄でもそうですけど、

カツオ船もそうですし、長期航路に出てしまった場合の安全性、体力面も含めて、政府がどういうふうに考えているのかなというのも、ちょっと疑問符のところがあります。頼らざるを得ないところもありますし、制限をかけたら日本沈没してしまうので、なかなか制限もかけられないかなっていうのもありますけど、本当にそこまで働く必要があるのかなとは思いますので、その辺も含めて考えていただければと思います。

**上原部会長**

ありがとうございます。これまでのご経験も生かして、またこの部会でも忌憚のない意見をよろしくお願ひします。

**松本委員**

はい。よろしくお願ひします。

**上原部会長**

他に何かご意見お持ちの方いらっしゃいますか

**事務局（宜保補佐）**

よろしいでしょうか。先ほど松本委員からご質問があった資料2の9ページの60歳以上の最高齢の方ですが、最高齢の方は82歳でした。職種は通信長で漁船希望です。

**松本委員**

こんな感じなんです。

**上原部会長**

ありがとうございます。他にご意見ないようでしたら、資料の説明を事務局からお願ひいたします。

**事務局（宜保補佐）**

参考資料3からご説明したいと思います。前回の船員部会で話に上がりました、カボタージュ規制制度についてご説明させていただきます。

参考資料3をご覧ください。参考資料3は、船舶法施行細則の一部を改正する省令案に関する意見募集となっております。国土交通省海事局では3月11日から4月10日までの間、船舶法施行細則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行っておりました。

参考資料3は2ページありますけども、2ページに移る前に、ここ

でカボタージュの基本的な考え方について御説明いたします。

参考資料4を御覧ください。基本的な考え方としまして、国家主権・安全保障の観点からですね、自国内の物資または旅客の輸送は原則として自国籍船に限ることが国際的な慣行として確立した制度となっております。

次に沿岸輸送については、船舶法第3条の規定に基づき、法律もしくは条約に別段の定めがあるとき、海難もしくは捕獲を避けようとするとき、または国土交通大臣の特許を得たときを除き、外国籍船は日本国内の各港間における貨物または旅客の沿岸輸送を行うことはできないとされております。

その下の船舶法第3条ただし書に基づく沿岸輸送の特許に係る審査基準については、当該沿岸輸送が我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生じるものではないこと。次に、日本の海上運送事業者による物品または旅客の輸送に支障を生じるものではないことなどが審査基準となっております。

では、また参考資料3の2ページに戻りまして、こちらが船舶法施行細則の一部を改正する省令案についてですが、背景の中段にありますとおり、船舶法施行細則第3条の2の規定により、法第3条ただし書の規定に基づき、不開港場寄港または沿岸輸送について国土交通大臣の特許を受けようとする者は、地方運輸局（沖縄総合事務局も含む）を経由して申請書を提出しなければならないとされておりました。今回の省令改正案では、一定期間内の不開港場寄港または沿岸輸送について一括して特許を申請できることや、その場合の申請書の提出先に關し、特許に係る手續の明確化を図るべく、細則において所要の改正を行うこととするとされております。

なお、審査基準に変更がない旨、担当課となる総務運航課から確認を得ています。カボタージュ規制については以上となります。

続いて、参考資料5です。参考資料5については、マルシップの概要となります。こちらは、日本法人等が所有する船舶を外国法人等に貸渡し（裸用船）して、当該外国法人が外国船員を乗り組ませたものを、貸渡人たる日本法人等がチャーターバック（定期用船）したもののがマルシップの考え方、概要となっております。

以上で説明を終わります。

## 上原部会長

ありがとうございます。前回話題となつたことについて、詳しい説明をいただきました。この説明に関して、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

### **角委員**

そうなると、例えば秋田とか北海道で船員でも旅客でもないその他船員というか、その他作業員だった場合は、これは外国船で洋上風力発電所に運ぶことってできるんですか、この解釈でいくと。

### **柴田委員**

ちなみに、その話があつて今回こういう話に繋がっているというのがここまでいきさつなんですよね。秋田とか北海道のほうで、その洋上風力の話が出てきて、そこに係る作業員は日本の作業船 자체を持ってないですよね。それで外国籍船を導入するしかないと。ただ、カボタージュ規制ありますよねという話が出てきて、この話が出てきているという感じです。

### **角委員**

そうですよね。それで船舶が第3条ただし書の2番。

### **柴田委員**

要は、今回これが改正されれば、その外国人の作業員とかが要するに作業しやすいというか、寄港できる。外国籍船が導入できるということ。

### **角委員**

そうなってしまうっていう内容ですか。

### **柴田委員**

そうだと僕は思っています。

### **角委員**

だけど、これは海上輸送、事業者による旅客の輸送ではございませんという話になりそうですね。

### **事務局（宜保補佐）**

担当課から審査基準は従来どおりと聞いていました、今回の改正は手続き面で、基本、運輸局長を経由せずにダイレクトに国土交通省へ申請ができるということと、一括して申請ができる旨の細則の改正案となっていて、審査基準については従来どおりと確認しております。

### **松本委員**

この辺についてですね、今言われたように、その審査基準は従来どおりという話ですけど、ちょっと言い方悪いかも知れないですが、じゃあ何のために地方運輸局を置いているのかという話。地方のことは地方しか分からぬからそこに置いてあると思うんです。国土交通大臣が全てを把握できているかと言ったら、なかなか把握できてないから、地方に置いているという認識しています。そういった中で、要は手続きを簡素化するという話になってくると、やはり先ほども言ったように、グレーゾーンだとか、いろんな部分で目が通らなくなる。特に、このカボタージュ規制を堅持できなくなってしまうと、密輸とか色々な弊害が起きてくると思っております。やっぱりそれを食い止める。この風穴を開けてしまうと、どこもそれが通用してしまうということになってしまふので、それを阻止するために我々としては断固反対という立場で今回のパブリックコメントも数多く出しておりますので、その辺も含めて、これはもうしっかりとやはり堅持していかないといけないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

### **豊川委員**

すみません。素人な質問になりますが、不開港場寄港ってそもそもどういう意味ですか。

### **角委員**

開港、不開港と分けていて、例えば横浜港とか神戸港とか割と大きいところは皆、開港です。ですから、ここはもう外国籍船でも自由に入ってくださいと。だけど、地方の漁港とか、釣り船ぐらいしか出ないようなそういうところっていうのは、基本的に勝手に入らないようにということで不開港。逆に言えば、国際港的などこが入ってもいい決められたとこだけを開港としていて、そういったとこには税関も大勢いるし、どのような形でも対応できるようなといった港です。

### **豊川委員**

分かりました。逆に開港しているところのほうが多いということですね。ありがとうございます。

### **上原部会長**

ありがとうございます。何かご質問ありますか。それでは参考資料についての説明が終わりましたので、続いて資料3の説明をお願いいたします。

**事務局（桑江）**

私から資料3の令和6年度卒業者進路状況一覧表について説明させていただきます。

こちらが沖縄水産高校と宮古総合実業高校における令和6年度の卒業者の進路状況となります。学校の協力をいただきまして、令和6年度に卒業された生徒の海上に關係する就職、進学の状況を表にして記載しております。

1ページ目が、沖縄水産高校についての資料になっております。沖縄水産高校が大きく専攻科と本科に分かれています。専攻科を卒業した生徒29名のうち20名が海上關係の事業者へ就職しております。内訳としましては、県内事業者へ8名、県外事業者へ12名就職されています。本科につきましては、卒業した生徒33名のうち14名が海上關係の事業者へ就職しております。内訳としましては、県内事業者へ1名、県外事業者へ13名就職しております。詳しい海上關係の事業者への就職先については2ページ目の資料に記載しております。

続いて、3ページ目からは宮古総合実業高等学校についての資料となっております。海洋關係の学科である海洋科学科を卒業された生徒17名のうち海上關係の事業者への就職者が5名、このうち1名が県内、4名が県外事業者への就職となっております。就職先の詳細については4ページ目に記載されております。資料3についての説明は以上となります。

**上原部会長**

このうち、女子生徒がどれぐらいとか分かりますか。

**事務局（桑江）**

性別の内訳まではもらっていないので、学校に確認してみます。

**上原部会長**

女性の活躍が期待されるので、結構いるのかなと思ったのですが。あと、結構県外就職者が多いですね。

**柴田委員**

よろしいでしょうか。専攻科生の陸上就職が7名について、どういった所に就職しているか分かりますか。県内3、県外4となっていますが。マーチスとかかな。

**事務局（桑江）**

無線通信科の7名ですね。例年、無線通信科の卒業生の方はほとん

ど陸上職へ就職していると聞いています。就職先として陸上の無線関係機関が無線通信科の生徒には人気みたいで、初めからここを目指して入ってくる生徒が多いと聞いています。

### **上原部会長**

他に何かご質問ありますでしょうか。ないようですので、事務局から連絡がございます。よろしくお願ひします。

### **事務局（桑江）**

次回の船員部会のご案内です。5月の船員部会が来月5月15日木曜日、当局2階共用会議室D、Eで11時から開催になります。後日、改めて案内の文書をメールで送付させていただきますので、もしご欠席される場合は、事前に事務局までご連絡いただけますと助かります。

また、今回の議事録案につきましても、後日メールで照会させていただきますので、ご確認お願ひいたします。

あと1点、委員の皆様の日額単価の改正が去年の12月にございまして、遡って令和6年の4月分から一括差額分支給の手続をさせていただきました。今月中に差額分は振り込み予定ですのでご確認いただければと思います。以上です。

### **上原部会長**

ありがとうございます。本日、参考資料2として年間のスケジュールが配付されていますので、ぜひ前もって手帳にご記入いただいて、漏れなく出席のほうよろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、本日の部会を終了といたします。お疲れ様でした。